

競馬法の一部を改正する法律案参照条文目次

一	競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）（抄）	1
二	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）（抄）	8

競馬法の一部を改正する法律案参照条文

。競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）（抄）

（競馬の実施に関する事務の委託）

第三条の二 日本中央競馬会は、政令で定めるところにより、競馬の実施に関する事務を都道府県、市町村又は私人に委託することができる。

（入場料）

第四条 日本中央競馬会は、競馬を開催するときは、入場者（第二十九条各号に規定する者その他の者であつて農林水産省令で定めるものを除く。）から農林水産省令で定める額以上の入場料を徴収しなければならない。ただし、競馬場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして農林水産大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

（勝馬投票券）

第五条 日本中央競馬会は、券面金額十円の勝馬投票券を券面金額で発売することができる。

2 日本中央競馬会は、前項の勝馬投票券十枚分以上を一枚をもつて代表する勝馬投票券を発売することができる。

3 第一項の勝馬投票券については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の作成をもつて、その作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は第一項の勝馬投票券と、当該電磁的記録の記録は同項の勝馬投票券の記載とみなす。

（勝馬投票法）

第六条 勝馬投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式（以下この条及び第十二条第四項において「基本勝馬投票法」という。）並びに重勝式（同一の日の二以上の競走につき同一の基本勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたものを勝馬とする方式をいう。以下同じ。）の五種類とし、勝馬投票法の種類（重勝式勝馬投票法その他農林水産省令で定める勝馬投票法については、当該勝馬投票法ごとに農林水産省令で定める種別。以下同じ。）ごとの勝馬の決定の方法並びに勝馬投票法の種類の組合せ及び限定その他その実施の方法については、農林水産省令で定める。

（払戻金）

第七条 日本中央競馬会は、単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法の勝馬投票の的中者に対し、当該競走に対する勝馬投票券の売得金（勝馬投票券の発売金額から第十二条の規定により返還すべき金額を控除したもの。以下同じ。）の額を勝馬投票法の種類ごとに区分した金額について、付録に定める第

一号算式によつて算出した金額から付録に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額に付録に定める第三号算式によつて算出した金額を加えた金額を、当該勝馬に対する各勝馬投票券にあん分した金額を、払戻金として交付する。

2 日本中央競馬会は、連勝単式勝馬投票法、連勝複式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法の勝馬投票の的中者に対し、当該競走に対する勝馬投票券の売得金の額を勝馬投票法の種類ごとに区分した金額について、付録に定める第一号算式によつて算出した金額から付録に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額（重勝式勝馬投票法において第九条第一項又は第三項の加算金がある場合にあっては、これに当該加算金を勝馬の数で除した金額を加えた金額）を、当該勝馬に対する各勝馬投票券にあん分した金額を、払戻金として交付する。

3 前二項の規定により払戻金を算出する場合において、勝馬投票の的中者のない勝馬があるときは、その勝馬は、その算出については、勝馬でないものとする。

4 前三項の規定により算出した金額が、勝馬投票券の券面金額に満たないときは、その券面金額を払戻金の額とする。

第八条 勝馬投票の的中者が不在の場合（次条第一項に規定する場合を除く。）における売得金は、その金額からその金額に百分の十五から百分の二十までの範囲内で農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額及び付録に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額を、出走した馬であつて勝馬以外のものに対し投票した者に対し、各勝馬投票券にあん分した金額を、払戻金として交付する。

第九条 重勝式勝馬投票法の種別であつて勝馬の中的割合が低いものとして農林水産省令で定めるもの（以下この条において「指定重勝式勝馬投票法」という。）についての勝馬投票の的中者が不在の場合における売得金は、その金額からその金額に前条の規定により農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額及び付録に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額を、当該指定重勝式勝馬投票法と同一の種別の指定重勝式勝馬投票法の勝馬投票であつてその後最初の的中者があるものに係る加算金とする。

2 指定重勝式勝馬投票法について、第七条第二項の払戻金の額が農林水産省令で定める払戻金の最高限度額を超えるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

3 前項の場合における払戻金の最高限度額を超える部分の第七条第二項の払戻金の額の総額は、当該指定重勝式勝馬投票法と同一の種別の指定重勝式勝馬投票法の勝馬投票であつてその後最初の的中者があるものに係る加算金とする。

4 指定重勝式勝馬投票法の実施を停止する場合における第一項及び前項の加算金の処分については、農林水産省令で定める。

第十条 払戻金を交付する場合において、前三条の規定によつて算出した金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、これを切り捨てる。

2 前項の端数切捨によつて生じた金額は、日本中央競馬会の収入とする。

第十一条 第七条から第九条までの規定による払戻金又は次条第六項の規定による返還金の債権は、六十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

（投票の無効）

第十二条 勝馬投票券（重勝式勝馬投票法に係るものを除く。次項及び第三項において同じ。）を発売した後、当該競走につき次の各号のいずれかに該当する事由を生じたときは、当該競走についての投票は、これを無効とする。

一 出走すべき馬がなくなり、又は一頭のみとなったこと。

二 競走が成立しなかったこと。

2 前項の場合のほか、勝馬投票券を発売した後、当該競走につき勝馬がない勝馬投票法の種類があつたときは、当該勝馬投票法の種類についての投票は、これを無効とする。

3 発売した勝馬投票券に表示された番号の馬（連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法にあつては、その勝馬投票券に表示された組のいずれかの番号の馬）が出走しなかった場合は、その馬（連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法にあつては、その番号の属する組）に対する投票は、これを無効とする。連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法において同一の番号を一組とした場合において、その番号の馬のうちいずれか一頭のみが出走したときは、その組に対する投票についてもまた同様である。

4 重勝式勝馬投票法に係る基本勝馬投票法の投票が前三項の規定により無効となった場合は、当該投票の勝馬投票券に表示された番号の馬（連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法を基本勝馬投票法とする場合にあつては、その勝馬投票券に表示された組）をその勝馬投票券に表示する重勝式勝馬投票法の投票は、これを無効とする。

5 入場者以外の者に対し発売した勝馬投票券の発売金額の全部又は一部を、天災地変その他やむを得ない事由により、入場者に対し発売した勝馬投票券の発売金額と合計することができなかつた場合には、入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは、これを無効とする。

6 前各項の場合においては、当該勝馬投票券を所有する者は、日本中央競馬会に対し、その勝馬投票券と引換えにその券面金額の返還を請求することができる。

（馬主の登録）

第十三条 農林水産省令の定めるところにより、日本中央競馬会が行う登録を受けた者でなければ、中央競馬の競走に馬を出走させることができない。

2 日本中央競馬会は、競馬の公正な実施を確保するため必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による登録を抹消することができる。

（馬の登録）

第十四条 日本中央競馬会が行う登録を受けた馬でなければ、中央競馬の競走に出走させることができない。

（競走馬の調教及び騎乗）

第十六条 農林水産省令の定めるところにより、日本中央競馬会が行う免許を受けた調教師又は騎手でなければ、中央競馬の競走のため、馬を調教し又は騎乗することができない。

2 日本中央競馬会は、競馬の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による免

許を取り消すことができる。

（登録料及び免許手数料）

第十七条 日本中央競馬会は、第十三条から前条までの規定による登録及び免許について、実費を勘案して農林水産省令で定める額の登録料及び免許手数料を徴収することができる。

（特別登録料）

第十八条 日本中央競馬会は、農林水産大臣の認可を受けて定める中央競馬の競走に馬を出走させようとする者から、三百万円以下の特別登録料を徴収することができる。

2 前項の規定により徴収した特別登録料は、これを前項の競走の賞金の一部に充てなければならない。

（競馬の実施に関する事務の委託）

第二十一条 都道府県又は指定市町村は、政令で定めるところにより、競馬の実施に関する事務を他の都道府県若しくは市町村、日本中央競馬会、地方競馬全国協会又は私人に委託することができる。

（準用規定）

第二十二条 第四条から第九条まで、第十一条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、地方競馬について準用する。この場合において、第四条、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項、第十二条第六項並びに第十八条第一項中「日本中央競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と、第十三条、第十四条、第十六条及び第十七条中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と読み替えるものとする。

（業務の範囲）

第二十三条の三十六 協会は、第二十三条の十に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 馬主及び馬を登録すること。
- 二 調教師及び騎手を免許すること。
- 三 調教師及び騎手を養成し、又は訓練すること。
- 四 審判員その他の地方競馬の実施に関する事務を行う者を養成し、若しくは訓練し、又は都道府県、指定市町村若しくは受託市町村の要請に応じて、これらの者を派遣し、若しくはそのあつせんをすること。
- 五 競馬の開催回数、一回の開催日数、開催の日取り及び競走の編成その他競馬の開催に関し、都道府県若しくは指定市町村間における必要な調整を行う。
- 六 都道府県又は指定市町村が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備（第二十三条の三十八第二項第四号において「設置等

「といふ。」を行つこと。

七 地方競馬に関する調査及び研究を行うこと。

八 認定都道府県等が認定競馬活性化計画に基づいて行う事業につきその経費を補助すること。

九 馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。

十 第二十三条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。

十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十二 前各号に掲げるもののほか、第二十三条の十に掲げる目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 協会は、前項に掲げる業務のほか、第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うことができる。

3 協会は、第一項第十二号に掲げる業務又は前項の業務を行おうとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

（交付金の使途）

第二十三条の四十二 協会は、一号交付金として交付を受けた金額に相当する金額（その運用又は使用に伴い生ずる収入金に相当する金額を含む。）を次に掲げる業務以外の業務に必要な経費に充てて運用し、又は使用してはならない。

一 第二十三条の三十六第一項第九号に掲げる業務その他畜産の振興に資するため必要な業務

二 第二十三条の三十六第一項第十号に掲げる業務（一号交付金に係るものに限る。）

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

（競馬の停止）

第二十四条の二 農林水産大臣は、日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬を行つたとき、又は第三条の二若しくは第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた場合において当該委託に係る事務の執行としてこの法律若しくはこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬の実施に関する事務を行つたときは、日本中央競馬会、当該都道府県又は当該指定市町村に対し、競馬の停止若しくは委託に係る競馬の実施に関する事務の執行の停止を命じ、又は必要によりこれらの事項を併せて命ずることができる。

2 農林水産大臣は、第三条の二又は第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた市町村（指定市町村を除く。）若しくは私人（以下「競馬事務受託者」という。）又は協会（以下「競馬事務受託者等」という。）が、当該委託に係る事務の執行として、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬の実施に関する事務を行つた場合には、当該競馬事務受託者等に対し、委託に係る競馬の実施に関する事務の執行の停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、指定市町村がこの法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反して地方競馬を行つた場合は、農林水産大臣の承認を得て、当該指定市町村に対し地方競馬の停止を命ずることができる。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

- 一 競馬に係る政府職員にあつては、すべての競馬の競走について
- 二 日本中央競馬会の役員及び職員にあつては、中央競馬の競走（日本中央競馬会が第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合には、当該競馬の競走を含む。）について
- 三 地方競馬に係る都道府県職員、市町村職員又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合の職員にあつては、すべての地方競馬の競走について
- 四 第三条の二の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う都道府県、市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合の職員であつて当該委託を受けた事務に係るものにあつては、中央競馬の競走について
- 五 協会の役員及び職員にあつては、すべての地方競馬の競走について
- 六 中央競馬に係る調教師（競走馬の飼養を行う者を含む。以下同じ。）、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者にあつては、中央競馬の競走について
- 七 地方競馬に係る調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者にあつては、すべての地方競馬の競走について
- 八 前各号に掲げる者を除き、競馬の事務に従事する者にあつては、当該競馬の競走について

附 則

（給付金の交付等）

第五条 日本中央競馬会は、日本中央競馬会法第十九条に規定する業務のほか、当分の間、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けて、次の各号に掲げる金額を、当該各号に定める者に対し、交付することができる。

- 一 当該競走に対する当該勝馬投票法の種類ごとの勝馬投票券の売得金の額に政令で定める率を超えない範囲内の率を乗じて得た額（勝馬が複数あるときは、当該額を勝馬の数で除した額）を当該勝馬に対する各勝馬投票券に按分した額に相当する金額（以下この条において「一号給付金」という。）

当該勝馬投票の的中者

- 二 第七条第一項から第三項までの規定により算出した金額が、勝馬投票券の券面金額以下となる場合（第十条第一項の端数切捨てにより勝馬投票券の券面金額となる場合を含む。）において、当該勝馬に対する各勝馬投票券につき、その券面金額の十分の一に相当する金額（以下この条において「二号給付金」という。） 当該勝馬投票の的中者

- 2 一号給付金を交付する場合において、前項第一号の規定によつて算出した金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

- 3 二号給付金は、当該二号給付金の交付の対象となる勝馬投票法の種類ごとの払戻金の総額に当該勝馬投票法の種類ごとの二号給付金の総額を加算した額が当該勝馬投票法の種類ごとの勝馬投票券の売得金の額を超える場合は、交付してはならない。

- 4 一号給付金又は二号給付金を交付する場合において、当該一号給付金又は当該二号給付金に係る債権は、六十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

- 5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、日本中央競馬会法第二十九条の二第一項及び第五項中「第十九条第三項及び第四項」とあるのは、「第十九条第三項及び第四項並びに競馬法附則第五条第一項」と、同法第四十条第三号中「第十九条」とあるのは、「第十九条又は競馬法附則第

五条第一項」とする。

第六条 都道府県又は指定市町村は、当分の間、その競馬の事業の収支の状況からみて、競馬の円滑な実施に支障がないものと認められるときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けて、次の各号に掲げる金額を、当該各号に定める者に対し、交付することができる。

一 当該競走に対する当該勝馬投票法の種類ごとの勝馬投票券の売得金の額に政令で定める率を超えない範囲内の率を乗じて得た額（勝馬が複数あるときは、当該額を勝馬の数で除した額）を当該勝馬に対する各勝馬投票券に按分した額に相当する金額（次項において、「一号給付金」という。） 当該勝馬投票の的中者

二 第七条第一項から第三項までの規定により算出した金額が、勝馬投票券の券面金額以下となる場合において、当該勝馬に対する各勝馬投票券につき、その券面金額の十分の一に相当する金額（次項において、「二号給付金」という。） 当該勝馬投票の的中者

2 前条第三項の規定は二号給付金について、同条第四項の規定は一号給付金及び二号給付金について準用する。

（特定事業収支改善措置を実施した都道府県又は指定市町村に対する還付）

第七条 都道府県又は指定市町村は、その競馬の事業の収支が著しく不均衡な状況にあり、又は著しく不均衡な状況となることが確実であると見込まれるため、農林水産省令で定めるところにより、競馬場の改修その他の競馬の事業の収支の改善を図る措置として農林水産省令で定めるもの（以下この項において「特定事業収支改善措置」という。）の実施以外の方法によつてはその競馬の事業の収支の改善を図ることが困難であると農林水産大臣が認めた場合において、平成二十年度から平成二十四年度までの間の各年度において特定事業収支改善措置を実施したときは、当該特定事業収支改善措置に要した費用の額について、農林水産省令で定めるところにより、当該特定事業収支改善措置を実施した年度（次項において、「実施年度」という。）の翌年度に農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 協会は、農林水産省令で定めるところにより、前項の認定を受けた都道府県又は指定市町村（以下この項において「認定都道府県等」という。）の申請により、実施年度に当該認定都道府県等が開催した競馬に係る一号交付金のうち前項の認定を受けた額（その額が実施年度において当該認定都道府県等が開催した競馬に係る一号交付金の合計額の三分の一を超える場合は、当該合計額の三分の一）に相当する金額を還付しなければならない。

（協会の行う業務に必要な資金の確保）

第八条 協会は、平成十七年度から平成二十四年度までに限り、第二十三条の四十二の規定にかかわらず、第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を畜産振興勘定から競馬活性化勘定に繰り入れることができる。

2 日本中央競馬会は、平成十七事業年度から平成二十四事業年度までに限り、日本中央競馬会法第二十九条の二第五項の規定にかかわらず、協会が行う次に掲げる業務に必要な経費の財源に充てるため、同条第一項の特別振興資金からそれぞれ農林水産大臣の定める金額を協会に交付するものとする。

一 第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号に掲げる業務

二 競走馬生産振興業務（地方競馬の事業からの撤退、認定競馬活性化計画の実施その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行つ競走馬の生産の振興に資するための事業につきその経費を補助する業務をいう。次条において同じ。）

付録

第一号算式

D

$$(W + \text{―}) \times (1 - R) = T$$

P

Wは、当該勝馬に対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Dは、出走した馬であつて勝馬以外のものに対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Pは、勝馬の数（勝馬投票の的中者が不在の場合にあつては、―）とする。

Rは、第八条（第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により、農林水産大臣が定める率とする。

第二号算式

$$(T - W) \times r$$

Tは、第一号算式のTに同じ。

Wは、第一号算式のWに同じ。

rは、百分の十とする。

第三号算式

A

$$\text{―} \times a$$

P

Aは、出走したすべての馬に対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Pは、第一号算式のPに同じ。

aは、百分の五以内で中央競馬及び地方競馬ごとに農林水産大臣が定める率とする。

- 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）（抄）

（業務の範囲）

第十九条 競馬会は、第一条に掲げる目的を達成するため、左の業務を行つ。

- 一 競馬を開催すること。
- 二 馬主、馬及び服色を登録すること。
- 三 調教師及び騎手を免許すること。
- 2 競馬会は、前項に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。
 - 一 競走馬を育成すること。
 - 二 騎手を養成し、又は訓練すること。
 - 三 競馬法第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うこと。
 - 四 その他競馬(馬術競技を含む。次項において同じ。)の健全な発展を図るため必要な業務
- 3 前項の場合において、競馬場の周辺地域の住民又は競馬場の入場者の利便に供する施設の整備その他の競馬の健全な発展を図るため必要な業務であつて農林水産省令で定めるものを行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
- 4 競馬会は、第一項及び第二項に掲げる業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、次に掲げる事業(第三十六条第一項において「畜産振興事業等」という。)であつて農林水産省令で定めるものについて助成することを業務とする法人に対し、当該助成に必要な資金の全部又は一部に充てるため、交付金を交付する業務(これに附帯する業務を含む。)を行うことができる。
 - 一 畜産の経営又は技術の指導の事業、肉用牛の生産の合理化のための事業その他の畜産の振興に資するための事業
 - 二 農村地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備その他の営農環境の確保を図るための事業又は農林畜水産業に関する研究開発に係る事業であつて畜産の振興に資すると認められるもの

(国庫納付金)

第二十七条 競馬会は、政令の定めるところにより、競馬法第五条の規定により発売する勝馬投票券の発売金額から同法第十二条第六項の規定により返還すべき金額を控除した残額の百分の十に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2 競馬会は、毎事業年度、政令の定めるところにより、剰余金の二分の一に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(特別振興資金)

第二十九条の二 競馬会は、第十九条第三項及び第四項に規定する業務に関して、特別振興資金を設けるものとする。

2 競馬会は、特別振興資金に係る経理については、一般の経理と区分して整理しなければならない。

3 競馬会は、前条第一項の剰余があるときは、同項の規定にかかわらず、その剰余の額に事業年度ごとに政令で定める割合を乗じて得た額を特別振興資金に充てることができる。

4 特別振興資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、前条第一項の規定にかかわらず、特別振興資金に充てるものとする。

5 特別振興資金は、第二十五条の規定により運用する場合のほか、政令で定めるところにより、第十九条第三項及び第四項に規定する業務に必要な経費

に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。